

# 相模川中・上流部を中心とした 自然環境や利用についての現状

平成21年11月22日(日)  
第3回 相模川ふれあい懇談会

## 「相模川中・上流部を中心とした自然 環境や利用について」現状の報告

- ・河川環境管理基本計画
- ・相模川の河川環境
- ・相模川の利用状況

# 河川環境管理基本計画

3

## ふれあい巡視・懇談会で頂いた意見

### ・頂いた主な意見から

- ・空間管理計画がないところでは、環境への影響などを配慮した上で許可しているのか。 第3回巡視(上流部)
- ・磯部頭首工上流はまだゾーニングが未定。生物多様性に配慮した区分が必要。 第3回巡視(上流部)
- ・川はみんなのものです。環境を保全と高水敷の利用をバランス良く行う。 第1回巡視(下流部)

4

# S 6 3 年策定 相模川水系河川環境管理基本計画

S 6 3 年策定 相模川水系河川環境管理協議会(学識者、国、県、流域自治体)、同検討会

## 基本計画を定めた区域

河川名	計画を定める区域	区間延長
相模川	河口～山梨県境	55.6km
中津川	相模川合流点～直轄上流端	29.0km

## ブロック区分

河川特性に応じて6ブロックに区分

河川名	ブロック名	区間
相模川	湘南都市ブロック	河口より東海道新幹線
	中流近郊ブロック	東海道新幹線より磯部頭首工
	上流田園ブロック	磯部頭首工より小倉橋
中津川	津久井・相模湖畔ブロック	小倉橋より神奈川県境
	中津川渓流ブロック	相模川合流点より馬渡橋
	宮ヶ瀬ダム湖畔及び溪谷ブロック	馬渡橋より直轄上流端



計画対象区域における河川空間の保全と利用が適切に行われるよう、相模川水系を河川特性等に応じてブロック単位で区分。

## 相模川水系河川空間管理計画

### 河川空間配置計画

ブロックにおける管理の基本的方向を踏まえ詳細な河川空間管理の方向性を示す。

### 管理計画を定めた区域

河川名	計画を定める区域	区間延長	備考
相模川	河口より磯部頭首工	22.2km	指定区間外(6.6km) 指定区間(15.6km)
中津川	相模川合流点より馬渡橋	14.0km	指定区間

磯部頭首工上流をゾーニングしなかった理由  
当時は、洪水数が部分的にしか存在せず、沿川市町の利用計画も具体的に無かったことから、設定できなかったと考えられる。

### 拠点地区整備計画

他の陸域では代替できない資質と特徴を有する河川敷を、優先的に整備を行い地域の核とする。

### 拠点地区の設定

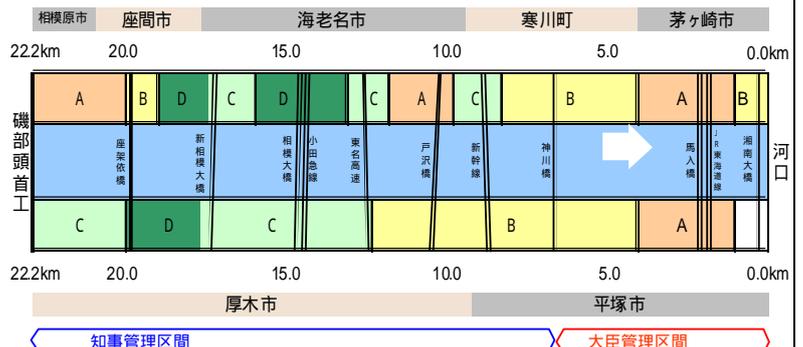
河川名	拠点地区の場所	備考
相模川	馬入橋周辺地区	指定区間外区間
	寒川取水堰周辺地区	指定区間
	相模川・中津川・小鮎川合流地区	指定区間
中津川	座架依橋周辺地区	指定区間
	オ戸橋周辺地区	指定区間
	宮ヶ瀬ダム湖周辺地区	指定区間外区間

# 相模川水系河川空間管理計画 「空間配置計画」

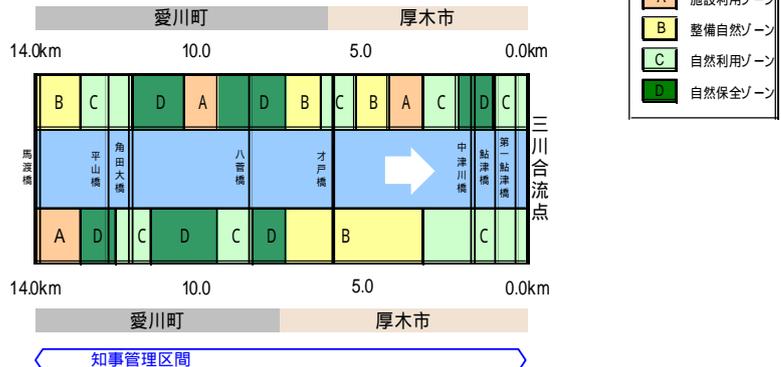
河川空間に対して多種多様な要請があり、それら要請に河川空間が対応可能な区域、あるいは河川空間が有する資質を有効利用することにより、地域住民の生活環境の向上等を図ることが可能な区域として計画を定めた。

空間配置計画で決定した地域においては、各ゾーンの管理方針に沿った整備を行う。

## 相模川河川空間管理区分図(0～22.2km)



## 中津川河川空間管理区分図(0～14.0km)



凡例

A	施設利用ゾーン
B	整備自然ゾーン
C	自然利用ゾーン
D	自然保全ゾーン

区分	S 6 3 策定相模川水系河川空間管理計画		
	空間設定の概要	空間設定の目標	イメージ
A 施設利用ゾーン	自然環境との調和に配慮しつつ、運動施設、遊戯施設、休憩施設、修景施設、便施設等の人工的な施設を導入し、積極的に利用する空間として位置づける。	人工系空間の比率が2/3～1程度で、自然系空間の比率が1/3～0程度の空間である。	
B 整備自然ゾーン	人工系空間と自然系空間が相半ばする空間であり、ピクニック、散策、休憩等静的な利用を主体とする空間として位置づける。	人工系空間の比率が1/3～2/3程度で、自然系空間の比率が2/3～1/3程度の空間である。	
C 自然利用ゾーン	自然景観の中での絵画、写真、文学等の創作活動、植物、野鳥、昆虫等の自然観察及び自然観察を主体とするふれあい、文化・教化・情報を読み替えることのできる空間として位置づける。	人工系空間の比率が0～1/3程度で、自然系空間の比率が1～2/3程度の空間である。	
D 自然保全ゾーン	自然生態を保全し、河川特有の動植物の保護や、自然観察を主体とする研究の場として位置づけ、人工的な施設は必要最小限に止める空間とする。	自然系空間の比率が9/10程度以上で、人工系空間の比率が1/10程度までの空間である。	

- 3 - (3)

### 占用許可に当たって配慮すべき事項

・河川敷地の占用許可にあたっては、「河川敷地占用許可準則」等による他、河川の特長、社会環境に配慮し、**本計画に適合するよう指導**するものとする。

- 3 - (4)

### 堤外民有地への指導に関する事項

・**堤外民有地**については、「河川空間管理計画」が**遵守されるよう指導**するものとする。

## 他河川の事例(多摩川)

# 多摩川における河川環境管理計画の事例（昭和55年策定 平成13年改定）

テーマは『人と川のよりよい関係』 多摩川の“自然環境の保全”と“秩序ある利用”を規定したランドデザイン

## 基本方針

- 1. 多摩川と市民のふれあいの場を提供する**  
潤いのある生活をもたらし、豊かな感性を育てます。河川を大切にする気持ちを育てる。
- 2. 多摩川らしさを維持する**  
現在の多摩川ばかりでなく歴史、周辺地域、景観なども含めて多摩川らしさを損なわない。
- 3. 多摩川らしさを活用する**  
多摩川らしさを維持するにとどめず、より積極的に活用していきます。

## 「多摩川らしさ」を実現する

### 空間管理計画

### 水面管理計画

5ゾーン

- 人工整備ゾーン…運動施設、遊戯施設など、人工的施設を積極的に整備するエリア。
- 施設利用ゾーン…人工的施設を中心に、文教施設などの利用も可能なエリア。
- 整備・自然ゾーン…人工的利用と自然的利用が相半ばしているエリア。
- 自然利用ゾーン…自然的施設を中心に整備、人工的施設も若干備えたエリア。
- 自然保全ゾーン…自然生態系を保全するため、人工的施設は原則的に設置しないエリア。

8つの機能空間



## 水面と水際の区分

### 水面の空間

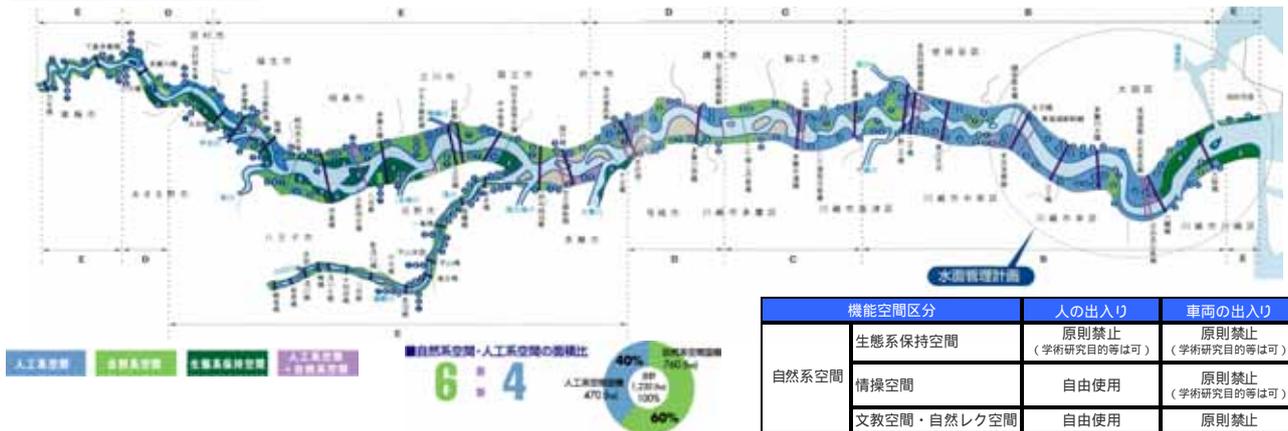
- 船舶航空空間
- 多目的利用空間
- 手こぎボート空間
- 緩衝空間

### 水際の空間

- 水際活動空間
- 自然利用空間
- 自然保全空間

# 多摩川における空間管理計画の事例

## 空間管理計画図 河口から源流までを視野に入れ、5つのゾーンと8つの機能空間を設定



- 人工整備ゾーン**  
運動施設、遊戯施設など、人工的施設を積極的に整備するエリア
- 施設利用ゾーン**  
人工的施設を中心に文教施設などの利用も可能なエリア
- 整備・自然ゾーン**  
人工的利用と自然的利用が相半ばしているエリア
- 自然利用ゾーン**  
自然的施設を中心に整備、人工的施設も若干備えたエリア
- 自然保全ゾーン**  
自然生態系を保全するため、人工的施設は原則設置しないエリア

### 1 避避空間

災害時に、安全を確保するスペース  
万一の災害時に備え、自然環境が避難できるような、安全な広場が確保できる場所です。早稲田は、2.地先施設レクリエーション空間、3.広域施設レクリエーション空間、4.運動・健康管理空間に指定されています。また、必要に応じて、その他の機能空間も避難空間として使用する場合も可能です。

### 2 地先施設レクリエーション空間

地域に密着した、くつろぎのスペース  
自然環境を背景とした芝生、ベンチ、遊具など人工的施設を利用して、広域レクリエーションが楽しめる場所です。たとえば児童公園や親水広場などに特化し、子ども達が自由に遊ぶよう、第一の遊具に富んだ施設が望めます。(例：もじり子広場、コミュニティ広場、親水広場など)

### 3 広域施設レクリエーション空間

多くの人が利用できる、広域としたスペース  
広域の自然環境を背景に、人工的施設を利用して、広域レクリエーションが楽しめる場所です。たとえば総合公園などに特化し、多くの人が利用することを前提に、遊具・緑道・河川へのアプローチにも配慮し、河川という特性を活かした整備が望めます。(例：自然広場、わさび広場、親水広場、お十郎、深谷公園など)

### 4 運動・健康管理空間

健康を促す、活気あるスペース  
運動施設や健康管理施設を中心とした空間で、広域の自然環境を背景とした整備が望めます。例えば公園として整備し、市民が健康増進できるような整備をするために、草類や自然環境にも配慮した整備が望めます。(例：運動広場、野球場、サッカー場、陸上競技場、マニースコートなど)



### 5 自然レクリエーション空間

“遊び”を中心とし、自然と親しめるスペース  
多摩川の自然とふれあいが、レクリエーション利用が楽しめる場所です。遊具から遊具が利用された「水遊び場」など、多摩川の自然をそのまま活かしたレクリエーション施設が望めます。(例：自然広場、セーニック広場、サリエンテーション広場、水遊び場など)

### 6 文教空間

“学び”を中心とし、自然と親しめるスペース  
教育の一環として、多摩川の自然環境を背景に、人工的施設も設置される場所です。自然環境を背景としながら、市民が自由に利用できる施設が望めます。特に自然の学校などは、背景に寄りかかると、積極的に活用されています。(例：本館の森、自然観察広場など)

### 7 情報空間

“情報”を大切にする、自然と親しめるスペース  
多摩川の自然環境を背景に、人工的施設も設置される場所です。多摩川の自然環境を背景としながら、市民が自由に利用できる施設が望めます。特に自然の学校などは、背景に寄りかかると、積極的に活用されています。(例：本館の森、自然観察広場など)

### 8 生態系保持空間(草空間)

貴重な生態系を保全、自然を守るスペース  
学術研究など専門家による学術的調査から、動物や植物などの生態系を保全して、自然環境を維持する必要があると認められた場所です。必要に応じて河川生態系研究施設(水生生物調査)の設置に、事業の生態系研究を促します。



## 第2章 第3節 第2項 (3) 秩序ある利用形態

- ・河川利用を計画的に行うために8つの機能空間の内容と性格を遵守し、施設管理者及び占有者に対して許認可時に適切な指導を行う。  
... (中略) ...
- ・自然系空間及び河岸維持管理法線より濁筋側の空間においては、河川法に基づき車両等の乗り入れを禁止若しくは大幅な制限措置を講ずると共に、生態系保持空間においては、植生等の保全や学術研究目的等以外での人の出入りを規制するなどの管理方針に基づき的確な利用に供するよう指導する。

## 第2章 第3節 第2項 (8) 河川環境

- ・(略)...生態系保持空間については、河川法に基づく「動植物の生息または生育地として、特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域」に指定するなどして、自然環境の保全を図る。

## 動植物の生息地等の保全に関する河川法施行令

### 河川法施行令第16条の4

何人もみだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(以下、一から二 省略)

三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること

(以下、イ 省略)

ロ 動植物の生息地または生育地として特に保全する必要があると認められて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

上記の適用事例はまだない。

# 相模川の河川環境

13

## 相模川の河川環境 ふれあい巡視・懇談会で頂いた意見

### 頂いた主な意見から

- ・神沢河原が一番自然度が高い。保護区のような形でやってもらいたい。 第3回巡視(上流部)
- ・カワラノギクの栽培は何のためか。環境の保全か種の保存か、両面あるのではないか 第2回巡視(中流部)
- ・水量をもう少し多くほしい 第3回巡視(上流部)

14

# 相模川における河川環境調査の実施状況

河川環境を把握するため河川水辺の国勢調査を計画的に実施している。

調査項目	実施年度	学識者・有識者へのヒアリング (所属はヒアリング当時)
魚介類	H4、H8、H14、H17、H19	西村 和久(東京都水産試験場) 君塚 芳輝(二松学舎大学) 中田 尚宏(神奈川県水産試験場) 渡辺 芳明(神奈川県水産課) 菊池 光男(相模川漁連) 安藤 隆(神奈川県水産総合研究所)
底生生物	H4、H8、H12、H13、H14、H17、H20	西村 和久(東京都水産試験場) 野崎 隆夫(神奈川県環境科学センター)
植物	H6、H12、H17	奥田 重俊(横浜国立大学教授)
鳥類	H4、H8、H14、H17、H19	斉藤 隆史(筑波大学生物科学系)
両・爬・哺	H5、H9、H12、H15、H17	三島 次郎(桜美林大学教授)
陸上昆虫類	H4、H7、H12、H13、H17、H18	大野 正男(東洋大学教授) 浜口 哲一(平塚市博物館)



## 自然環境の現状

大臣管理区間

人工的施設が多い河川空間であるが、現在でも良好な自然が残存しており、動植物の生息・生育・繁殖場・産卵場となっている。

河口砂州の後退に伴い、鳥類の餌場となる河口干潟は減少している。

調査期間：H4～H19



**砂礫地** 砂礫地にはコアジサシ(絶滅危惧 類)等の生息・繁殖場がみられる。

生息・繁殖地の保全

6.4k付近

コアジサシの雌と卵

**瀬と淵** 瀬と淵はアユの生息・産卵場となっている。

生息・産卵場の保全

6.2k付近

アユ

**湿地性草地** 水際のオギ・ヨシ群落にはオオヨシキリ(神奈川県減少H)等の鳥類やカヤネズミ(神奈川県減少H)等の哺乳類が繁殖生息している。

生息・生育・繁殖地の保全

3.0k付近

カヤネズミ

オオヨシキリ

**河口干潟** 汽水域はマハゼ・ボラ等の魚類が生息している。干潟はシギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となっているが、近年減少している。

河口砂州の後退  
河口干潟の減少

セイタカシギ

取り組み事例(河口部)

- 右岸3k付近は、かつて不法投棄の車両が多く、またモトクロスバイクが河川敷内を走行していた。(H10頃まで)
- 馬入水辺の楽校整備や公園の整備以降、この地域の利用状況が変化した。



「不法投棄により、車両規制する」



捨てられた自動車



この場所でモトクロスバイクが走行

河川敷の利用



馬入水辺の楽校 (H13設立)



整備された花畑

中流部の自然環境

県 管理区間



シマヘビ(神奈川県RD減少種)



ニホンアカガエル(神奈川県RD減少種)



アオハダトンボ(危惧D,神奈川県RD)



カラニガナ(絶滅危惧 類)



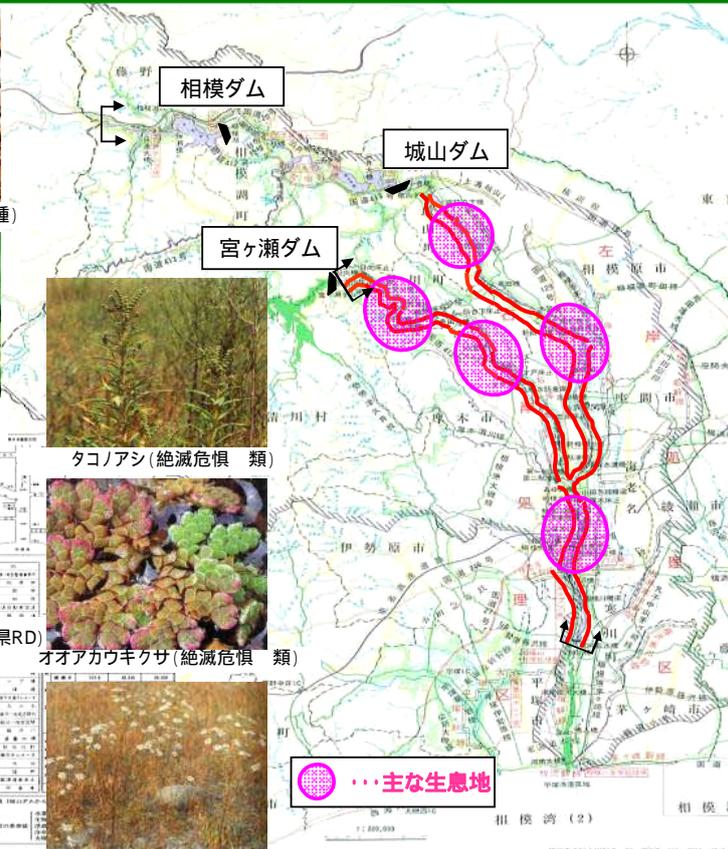
タコノアシ(絶滅危惧 類)



オオアカウキクサ(絶滅危惧 類)



カラノギク(絶滅危惧 B類)



コアシサシ(絶滅危惧 類)



ダイサギ(神奈川県RD減少種)



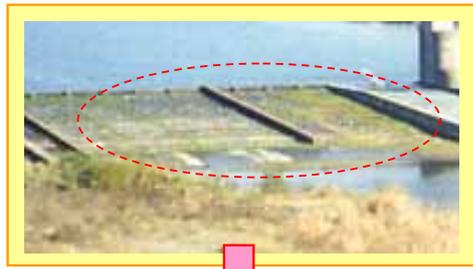
ニホンリス(神奈川県RD減少種)



カヤネズミ(神奈川県RD減少種)



寒川取水堰下流放流量が、ダム運用後 $1\text{m}^3/\text{s}$ から $8\text{m}^3/\text{s}$ になり、流況が改善された。  
 正常流量 $12\text{m}^3/\text{s}$ までは確保できていないものの、 $8\text{m}^3/\text{s}$ 以下の発生日は234日(平成7年)から0日(平成16年)に減少した。



ダム運用前

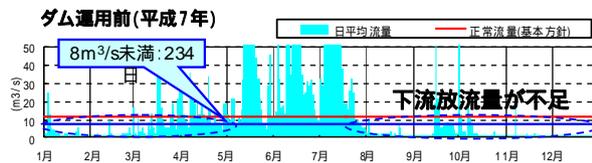


流況が改善

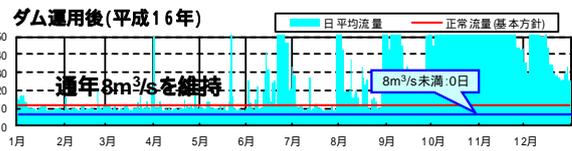


ダム運用後

寒川取水堰



ダム運用前(平成7年)



ダム運用後(平成16年)

寒川取水堰下流放流量推移

## 相模川の利用状況

# 相模川の利用状況 ふれあい巡視・懇談会で頂いた意見

## 頂いた主な意見から

- ・水辺の楽校など、川で遊び、学べる場所がもっとあって良いと思う。川で遊び、学べる場所を支援・援助することを考えていく必要がある。 第2回巡視(中流部)
- ・利用の少ないグラウンド等は他の利用(環境保全)等にしたいほうがよい。(東名下流) 第2回巡視(中流部)
- ・ラジコンはやはり私有地内と言えども規制する方向にしてほしい。 第3回巡視(上流部)
- ・苦情等があれば、利用者間でルールづくりが必要。ルール作成後は、順守する体制をつくる。 第2回懇談会

## 河川空間の利用状況(1)

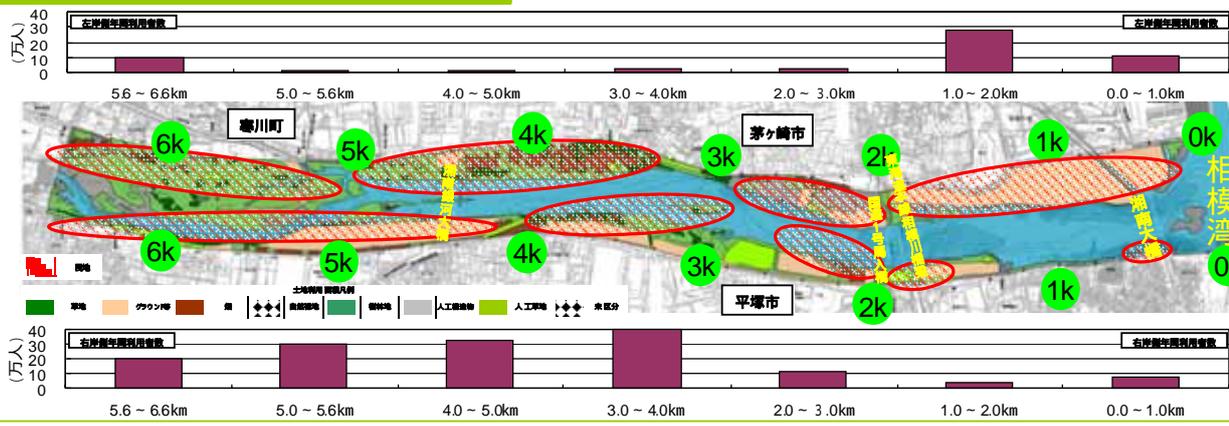
大臣管理区間

堤外地に多数の民地が存在しており、私権の制約となる空間管理区分の設定には、調整事項が多数ある。

空から見る相模川の様子



土地利用と左右岸別河川利用状況および民地の現状



高水敷きの土地利用面積

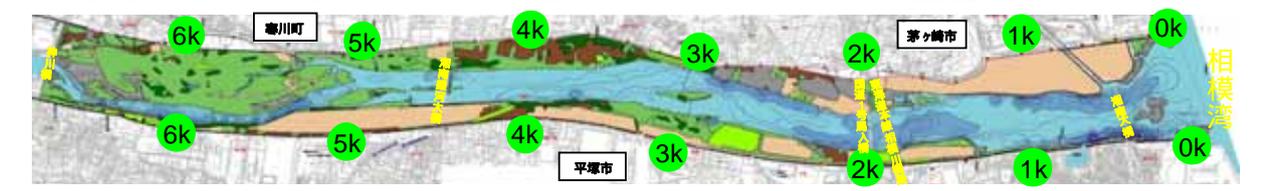
	草地	樹林地	畑	人工草地	グラウンド等	人工構造物	自然裸地
面積(ha)	約80	約10	約10	約3	約70	約10	約10
割合(%)	42	5	5	2	36	5	5

官地・民地別面積

	官地	民地
面積(ha)	約190	約190
割合(%)	50	50

# 河川空間の利用状況 ( 2 )

大臣管理区間



左岸  
右岸

# 河川利用の現状

大臣管理区間

## 河川の利用状況

相模川は都市部に隣接する貴重な水と緑の憩いの場として、観光やレクリエーション空間として広域的な利用がなされている。

馬入地区では水辺の楽校等、河川の自然環境を生かした環境学習等に利用されている。

平成18年河川水辺の国勢調査において、年間利用者数は推計約138万人。

河川敷のグラウンドを利用したスポーツが盛んである。



河川敷でのサッカー



水辺の楽校での散策

## 大臣管理区間延長あたりの利用者数(平成18年度調査)

順位	平成18年度 (万人/km)									
	総合		散策等		スポーツ		釣り			
1	相模川	20.9	多摩川	10.8	相模川	11.6	相模川	1.4	相模川	1.1
2	多摩川	20.4	鶴見川	8.3	荒川(関東)	8.5	紀の川	0.7	多摩川	0.9
3	荒川(関東)	16.9	荒川(関東)	7.6	多摩川	8.1	多摩川	0.6	仁淀川	0.8
4	鶴見川	10.5	相模川	6.7	大井川	4.1	荒川(関東)	0.5	矢作川	0.5
5	淀川	9.3	淀川	5.7	常願寺川	3.3	安倍川	0.5	物部川	0.5
6	安倍川	8.2	嘉瀬川	5.2	安倍川	3.2	淀川	0.4	高瀬川	0.5
7	大井川	5.8	安倍川	4.2	淀川	3.1	鶴見川	0.4	矢部川	0.4
8	嘉瀬川	5.5	旭川	3.3	鶴見川	1.6	利根川	0.4	紀の川	0.4
9	旭川	5.2	名取川	3.2	旭川	1.6	那珂川	0.3	網走川	0.3
10	常願寺川	5.1	紀の川	3.0	庄内川	1.5	狩野川	0.3	渡川	0.3

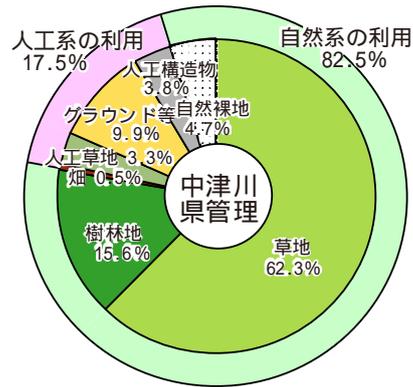
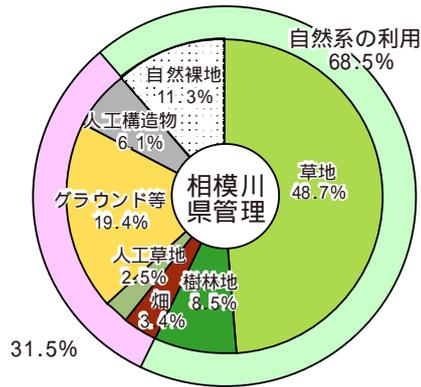
## 利用形態別・利用場所別利用状況(平成18年度調査)

区分	項目	年間推計値(千人)	利用状況の割合
利用形態	スポーツ	767	
	釣り	94	
	水遊び	75	
	散策等	443	
合計		1,379	

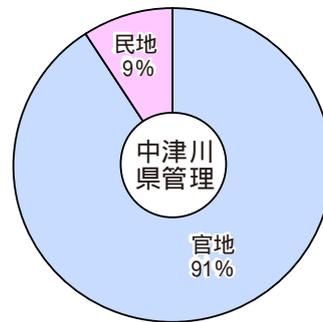
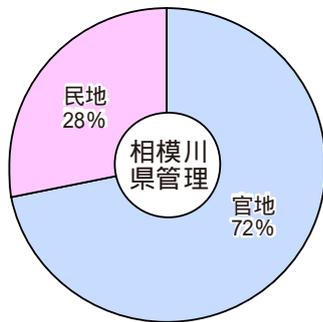
区分	項目	年間推計値(千人)	利用状況の割合
利用場所	水面	57	
	水際	112	
	河川敷	992	
	堤防	218	
合計		1,379	

# 相模川・中津川の土地利用状況

土地利用区分の比率 (水域を除く河川区域内)



官地・民地の比率 (水域を含む河川区域)



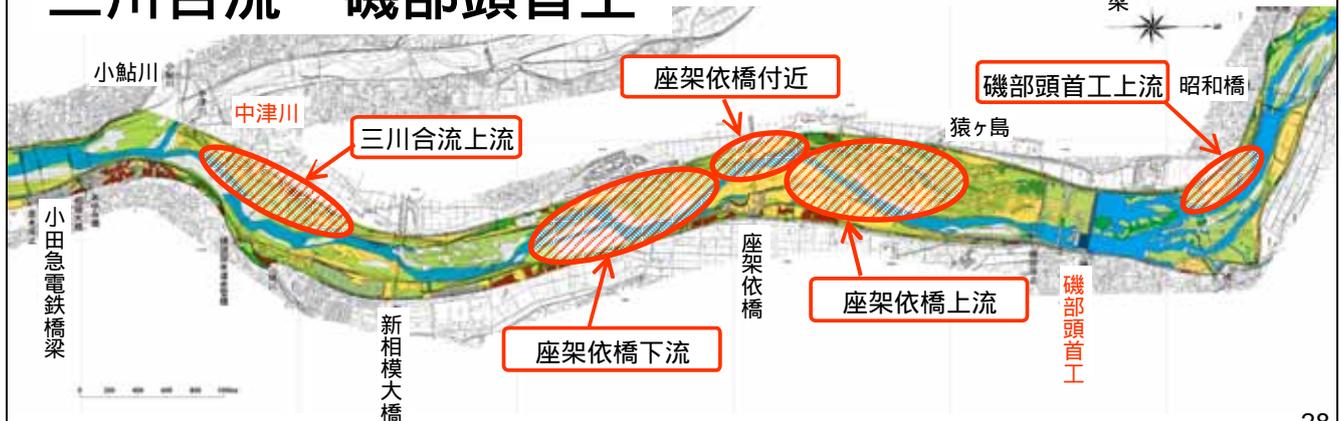
# 河川区域内の私有地 (中流部)

## 神川橋 ~ 三川合流

河川区域内の私有地



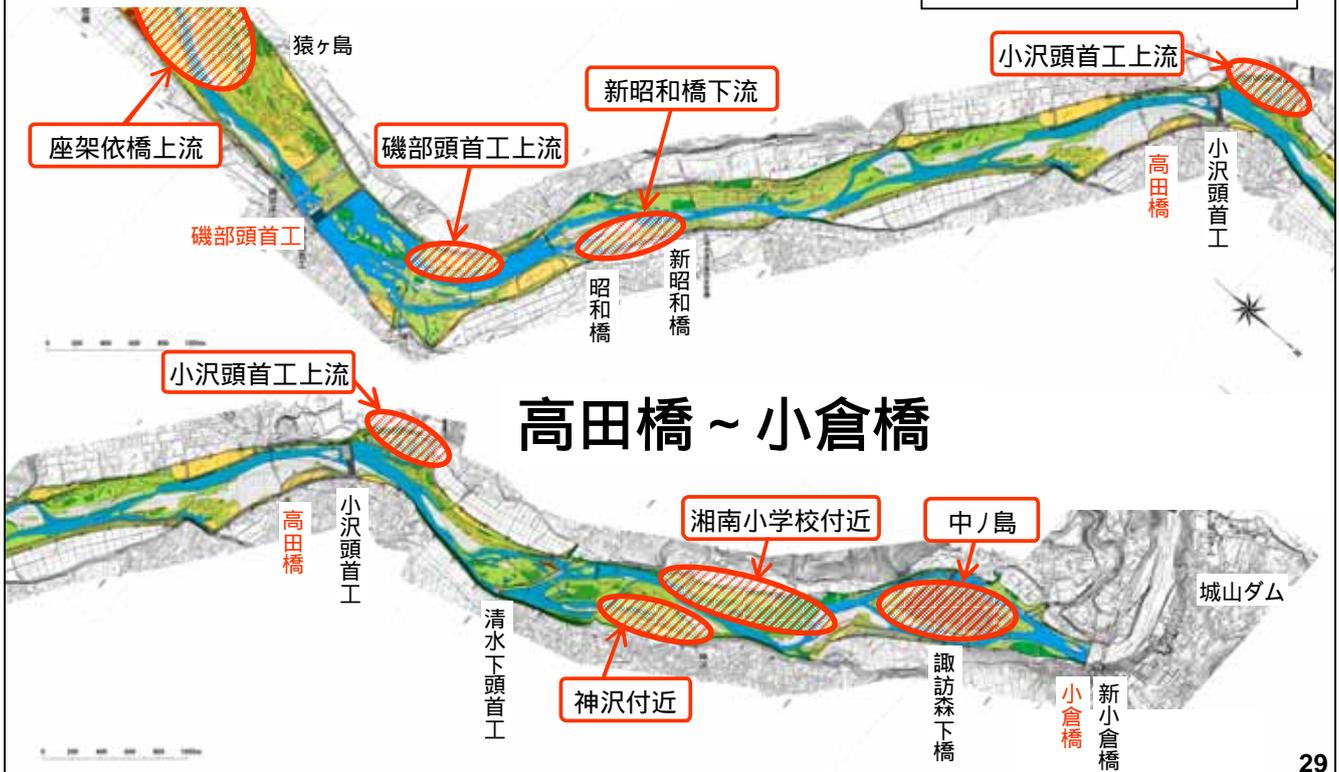
## 三川合流 ~ 磯部頭首工



# 河川区域内の私有地(上流部)

## 磯部頭首工～高田橋

 河川区域内の私有地



## 高田橋～小倉橋

# 河川空間の利用状況

県 管理区間

中津川15.6k付近



遊泳(愛川町半原)

中津川5.6k付近



高水敷の樹林化(厚木市下川入)

中津川4.4k付近



磯河原(厚木市三田)

相模川11.0k付近



グラウンド利用(厚木市酒井)

相模川9.8k付近



草地(厚木市戸田)

相模川32.6k付近



釣り(相模原市大島)

相模川21.6k付近



堤外民地における耕作の様子(相模原市磯部)

相模川20.2k付近



グラウンド利用(座間市新田宿)

# 河川の利用状況

県 管理区間

## 相模川

- 平成15年度河川水辺の国勢調査において、年間利用者数は推計約392万人。
- 河川敷のグラウンドを利用した散策の他、夏季におけるバーベキューやスポーツが盛んである。

## 中津川

- 平成15年度河川水辺の国勢調査において、年間利用者数は推計約392万人。
- 河川敷のグラウンドを利用した散策の他、夏季におけるバーベキューや釣りが盛んである。

利用形態別・利用場所別利用状況(平成15年度調査)

表 相模川年間河川空間利用状況

区分	項目	利用者数	割合 (%)	利用状況の割合
利用形態別	水遊び	165	4.2%	
	釣り	447	11.4%	
	スポーツ	1278	32.6%	
	散策等	2034	51.8%	
合計	3924	100.0%		
利用場所別	水面	61	1.6%	
	水際	551	14.0%	
	高水敷	2971	75.7%	
	堤防	341	8.7%	
	合計	3924	100.0%	

表 中津川年間河川空間利用状況

区分	項目	利用者数	割合 (%)	利用状況の割合
利用形態別	水遊び	191	15.7%	
	釣り	232	19.1%	
	スポーツ	212	17.5%	
	散策等	578	47.7%	
合計	1213	100.0%		
利用場所別	水面	30	2.5%	
	水際	393	32.4%	
	高水敷	634	52.3%	
	堤防	156	12.9%	
	合計	1213	100.0%	



散策



河川敷での野球



釣り



バーベキュー

# 河川の利用状況(県立相模三川公園)

県 管理区間

- 県立相模三川公園は、河川敷を利用した都市公園で壮大な丹沢山塊が眺望できる。
- 平成16年3月に開園し、面積は11.9ha。
- 年間利用者数は推計約19万7千人(平成20年度)で、年々利用者が増加している。休日は野球やソフトボールでグラウンドが盛んに利用されており、利用率は8割程度となっている。
- 公園内に鳩川が合流しており、自然観察会など河川の環境を生かしたイベントが開催されている。



県立相模三川公園  
出典: 県立相模三川公園ホームページ



桜の開花



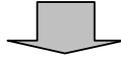
グラウンド利用



自然観察イベントの状況

## 民有地でも河川法の規制が及びます。

河川の本来の機能は、洪水・高潮等からの災害の防止であり、みだりに工作物が設置されたり、土地の形状が変更されること、物件を堆積すること等は、**河川の機能を減ずることや障害となる場合**があるので、河川区域内の土地でこのようなことを行おうとするときは、**その土地が国有か民有か区別することなく、河川法の許可が必要**となります。



工作物を新築、改築又は除却する場合。(河川法第26条第1項)

土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は、竹木の植栽若しくは伐採をしようとするとき。(河川法第27条第1項)

ただし、河川管理施設(堤防や護岸等)の敷地から10m以上離れた土地における耕耘等は許可を要しません。

土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する行為。土石、竹木その他物件を堆積し、又は設置する行為。(河川法施行令第16条の8)

ただし、日常生活のために必要な行為等は許可を要しません。

< 民有地での許可事例 >

- ・私企業、学校法人等のグラウンド設置(整地、張芝、バックネット、ベンチ等)
- ・民間マリーナの設置(整地、アスファルト舗装、事務所、船舶の保管等)
- など

33



ただし、**治水上等に支障となるものについては、許可できません**

例) 洪水時に撤去できない工作物、  
流水の支障となる掘削、盛土 など

治水上著しい支障があるものについては、行政代執行による強制排除を行いました。  
(不法盛土、土砂の堆積)



『京浜河川事務所撮影』



以下、本文省略

『平成12年11月7日神奈川新聞』 転載不可

34

## 他河川の河川環境管理計画における 民有地のあつかい

国管理区間

H21年4月30日

	官有地	民有地
多摩川	98%	2%
鶴見川	87%	13%
相模川	50%	50%

<「鶴見川水系河川整備計画」より抜粋>

### 第4章 河川の整備の実施に関する事項

ゾーンは、鶴見川における貴重な河川空間である水際から堤防法尻までの範囲とする。ただし、**民地については配置しない。**

35

### 「自由使用の原則」と「河川敷利用のマナー」について

「自由使用」とは、

一般的に認められている河川管理者の許可・届出等を必要としない河川使用。

・河川敷地での散歩・サイクリング、釣り、ボート遊びなど

近年、自由使用の多種多様化により

バーベキュー、ゴルフ練習、モトクロス、ラジコン飛行機、サバイバルゲーム・・・など

何れも自由使用の範疇であるが、ゴミの不法投棄や騒音等、一般に社会問題化されている危険迷惑行為により河川敷利用者のマナー低下が年々悪化。近隣住民からの苦情も増加。

36

## バーベキューによるゴミ対策 (多摩川の例)

### 看板設置



### 利用者へのビラ配布



## 他河川での取り組み事例 (荒川の例)

「河川敷利用のマナー」を周知。

➡ 荒川では、「[荒川下流河川敷利用ルール](#)」 参考資料 - 5を作成。

37

## 荒川下流河川敷利用ルール

(試行期間)・平成21年10月1日～平成22年3月31日

(運用開始)・平成22年 4月1日～

- ① 自転車はいつでも止まれるスピードで走行すること。(目安として時速20km以下)
- ② ゴルフの練習は行わないこと。(素振りを含む)
- ③ 22時以降は音の出る花火はしないこと。
- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さないこと。
- ⑤ ラジコン飛行機は行わないこと。(ヘリコプターを含む)
- ⑥ 犬のリードは離さない・フンの放置はしないこと。
- ⑦ ゴミの不法投棄はしないこと。
- ⑧ バーベキュー・たき火等、火気を使用しないこと。
- ⑨ 自動車及びオートバイ等は河川敷道路等への進入はしないこと。(許可車両を除く)

(荒川下流河川敷ルール検討部会) 荒川下流河川事務所・江東区・江戸川区・葛飾区・墨田区・荒川区・足立区・北区・板橋区・川口市・戸田市

38